平成十· 九年度における財政運営のため の 公債の発行 の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 平成十九年度における国の財政収支の状況にかんがみ、 同年度における公債 の発行 め

特例に関する措置、 国民年金事業の事務費に係る国庫負担 の特例に関する措置、 年金特別会計 の 厚 生 年 金

例に 関する措置を定めることにより、 同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

入れの特例に関する措置及び国家公務員共済組合の事務に要する費用

0

負担

の

特

(特例公債の発行等)

勘定

から業務勘定への繰

第二条 政 府 は 財 政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第四条第一項ただ し書の 規定により発行する公債

0 ほ か、 平成 十九九 年度 の 般会計の歳 出 の 財源に充てるため、 予算をもって国会の 議決を経 た金 菊 の 範 囲

内で、公債を発行することができる。

2 前 項 の 規定による公債の発行は、平成二十年六月三十日までの間、 行うことができる。この場合に お

て、 同年四 [月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十九年度所属の歳入とする。

政 が府は、 第一 項の議決を経ようとするときは、 同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならな

3

い。

4 政 分府は、 第一項の規定により発行した公債については、 その速やかな減債に努めるものとする。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

平成十九年度における国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号)第八十五条第一項の規定の適

用 に ついては、 同項中 「国民年金事業に要する費用 (次項に規定する費用を除く。 以下同じ。)」 とある

のは、 「国民年金事業に要する費用 (次項に規定する費用を除く。)」とする。

2

前

項

 \hat{o}

場合に

おける特別会計

用

に関する法律 (平成十九年法 律第 号) 第百十四条第五項の 規定 の適

に つ ٧١ て は、 同 項中 国 民 年 金 事 · 業 の 福 祉 施 設 に 要する経費」 とあるのは、 国 民年金事業の 業務 取扱

費若しくは福祉施設に要する経費」とする。

(年金特別会計の厚生年金勘定から業務勘定への繰入れの特例)

第四条 平成 十九年度に おける特別会計に関する法律第百十四 条第六項の規定 の適用につい ては、 同 項中

厚生年金保険事 業 の福 祉 施設 に要する経費」とあるのは、 「厚生年金保険事業の業務取扱費若しくは福 祉

施設に要する経費」とする。

(国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例)

第五条 第五号に掲げる費用については、 平成十九年度に お ける国家公務員共済組合法 同号及び同条第四項の規定にかかわらず、 (昭和三十三年法律第百二十八号) 第九十九条第二項 国は、 予算の範囲内で、これ

2

を負担する。

拠 ٢ 項中 第四 め 百二号) 出 前 の 項、 公債 項の 同 金を含む。) 納納 項第 付 第六十六条の規定の施 場合にお 第百二十四条の二 の 発行 一号中 に要する費用を含む」 の いて、 及び福 特例等に関する法律 納納 付 祉 に要する費用を含み」 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第一 事業に係る事務以 項並びに附則第二十条の二の 行 とあ の 日前 る (平成十 の の国家公務員共済組合法第九十九条第一 は 外 とあ 九年法 納 の 事 付に要する費用 る 務に要する費用 律第 のは 納納 規定の適 付に要する費用 号) 並 び (平成十 に組 第五条第一 用について 合 九年 の事 並 は、 項 務 項、 度 び に長期 に の規定によ に要する費用を含む におけ 同法 第百二条第 (平成十七年法律第 給付 る財 第 九十 る 政 基 国 九 運 条第 項 営 0 礎 及び 負 年 の 担 た 金

に係

るもの、

次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、

第六項及び第七項にお

٧١

て読み替えて適用

する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替え

限る。 げる られ 第四 平 項に 特定 運 法 号の規定による公社の負担に係るもの、 る法律第五条第一 の 営 成 は 人 項 等 お 独 もの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。 た第六項及び第七項におい 十 のための公債の発行 中 九 の 立 ٧١ 年度に 行 及び長期給付 負 て読み替えて適用する同号の規定による独立 とある 担 政法 長 期 に 人の 給 おけ 係るものを除く。 項に規定する費用 のは 付 る財 負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項 とあ 「限る。) (基礎年金拠出金を含む。) に係る事務に要する費用 政運営 の特例等に関する法律第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、 る の は 0 て読み替えて適用する同号の)を含み」と、 及び平成十 ため 長 (長期給付に係るものに限る。)」と、 Ó 期 給付 公債 第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による 九年度に の発 (以下こ 行 同法第百二条第一項中 の 一行政法人のうち別表第三に掲げるもの 特例等に関する法律第 お の項にお)を含み」と、 け Ź 規定による独立行政法 財政運営の いて単に ため 同項第三号中「) 長 \supset の 五 の 同法第百二十 期給付」 (平成十九年度にお 公債 一条第 規定」 の 人のうち別表第三に 項 発行 とい とある 0 を含み」 · う。) 四条の二 規 の特例等 定 の 及び は と 国立 及び第七 次項第五 ける財 \supset とある 第 に関 大学 一項 同 及び 掲 す 条 政

中

場合を含む。)」

とあるのは「場合を含む。)

及び平成十九年度における財政運営のための公債

の発

者拠 給付 金 行 の 特例 出金」」 とあるのは (基礎年金拠出金) (等に関する法律第五条第 とあるのは 「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」」と、 とあるのは _ _ _ 基礎年金拠出 項」 と、 長期給付 同法 金及び年金保険者拠出金」と、 附則第二十条 (基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、 の二中 「「を含み」」とあるのは 同項第 基礎 年 一号中 金拠 出 **宝及び** 基 礎 「及び長期 年金拠 年金保証 出 険

用 第 が 九 0 11 平 年 並 事 て 第 度に び 務に は、 項、 成十九年 項の場合において、 に おお 長 同法 要する費用を含む」 第百二条第一項及び第四 (期給付 ける財 第九 度中に施行されるときにおける当該規定の 政運営 十 基 九 条第 礎 年金拠 0 ため 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十六 と 項中 の 出 公債 項、 同 金を含む。) 納納 項 の発行 第 付 第百二十四条の二第一 に要する費用を含む」 号中 の特例等に関する法律 及び 納納 付 福祉事業に係る事 に要する費用を含み」 施 行 項 の とあ 並 日 び 以 に る 後 (平成十九年法律第 務以 の 附則第二十条 の国家公務員共済組 は 外 の事 とある 納 付に 務に要する費用 要す の 二 の は ^る費! の 納納 合法第 規 定 付 用 号) に 並 \mathcal{O} 要する び 適 九 条の規定 平 第 十 に 用 五 成 る 組 に 九 条 条 + 費 合 つ

第

項の規定による国の負担に係るもの、

第六項及び第七項において読み替えて適用する次項第五号の規

3

及び 法第 条 定による特定 この項において単に「長期給付」という。)」と、 による郵政会社等の負担に係るものを除く。) 国立大学法人等の負担に係るもの並びに附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同号の規定 の三の 長 特 政 11 公 例等 (期給付 第七 百二 お 法 て読み替えて適用する次項第五号の 債 人のうち の VI 発 規定に 条第一項中 項におい に関する法律第五条第 て 読 行 **(基** 独立 の み替えて 剜 ょ 礎 特例等に関する法律第五 表 一行政法 り読み替えら 年金拠出金を含む。) て読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの 第三に掲げるも \supset 適 用する の 人の負担 規定」 る 同 れ とあ . 号 の 項の規定」 た第六項 に係るもの の 規定に、 るのは 及 一条第 び国立大学法 規定による に係る事務に要する費用 及び第七 ٤ よる郵 並びに第百二十四条の三の \supset を含み」と、 項の 及び 同条第四項中 頃に 特定独立 規定による国 政会社等 「限る。)」 0平成十 人 等 お į١ \mathcal{O} ·行政法· 同項第三号中「)を含み」とあるの て の 負 九年度に 負担 読み替えて適 担 「長期給付」 とあるのは に の負担に係 (平成十九年度における財 係 に 人 おけ 係るも の るも 負担 規定により読み替えられ る の とあるのは 財政 並 用する同号 のを除く。) に係るもの るもの、 「限る。) び 運 に 営の 附則 第六項 ため 第 Ď 並 及び平成十九年度 「長期: を含み」 規 び 二 十 の 定に に第百二十四 政 及び第七項に 給 公債 条 運 付 営 は た第六項 の三第四 よる独 のため の (以 下 及び 発行 及 立 同

び

0

お

項

0

行

るも 年金保険者拠出金」と、 則第二十条の二中「「、 出 及び平成十 に . 金 」 お の け る財 に限る。)」 ٤ 政 九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項」と、 運 営 「を含み」」 のため と、 同 基礎年金拠出 の 同法第百二十四条の二第一項中 公債 項第 とあ 0 いるのは 号 中 発行 金及び年金保険者拠 の特例等に関する法律第五条第 「基礎年金拠出金」 「及び長期給付 「場合を含む。)」 とあるのは 出金」」 基 礎年. とあるのは 金 一項に 拠 「基礎 出 . 金 年 とあるのは 規定する費用 とあ -金拠出 る 基礎年金拠 の 金及び年 は 「場合を含む。 (長期給付 -金保険 長期給付 出 同 金 及 に係 者 法 び 附 拠

附 則 4

前

一項にに

規定するも

の

の

ほ

か、

第

項

の規定

の適

用に関し必要な事項は、

政令で定める。

基

礎

年

金拠

出

金及び年金保険者

拠

出

金

Ł,

「を含み」」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

国 家公務員共済組合の 事 務に要する費用 の 特定独立 行政法 人等 0 負担 の 特例)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十六条の規定の施行の日前の国家

十四四 内 行 に同 する場合を含む。 第百二十四条の三の あるのは 行政法人、 て適用する場合を含む。 公務員共済組合法 (第三項を除く。) 第七項に 政 とあるのは 法 条の三の 法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替え これ 「第九十九条第二項第五号 独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の負担については、 独 お を負担する」 いて 立 規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同 「並びに同法附則第二条第一項の規定による公社、 行 読み替えて適用する同号の規定による特定 第九十九条第二 政法人のうち同法別 以下同じ。 規定により読み替えられた同 の規定を準用する。 以下この項において同じ。)に掲げる費用に係る同号に規定する公社、 と) 」 と、 同 条第二 項第五号 (同 項中 表第三に掲げるも この場合において、 負担する」 条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並 (同条第六項及び第七項に 次項第I 法第九十九条第六項及び第七項に とあ 五号 る の 文は め の 同 独立行 は 規定による公社 条第 国立大学法 「負担 特定独立行政法人、」と、 政法人の 項 中 おいて読み替えて適用する場合並 人等は、 同 「第九十九条第二項第五 号 負担に係るも の 負担 に規定する公社、 お に係るも 政令で定め V て読み替えて適用 号の の並 の、 「及び平成十 規定による び る 特定独 びに同 に第 第六 特定 額 号」 第五 の 百二 項 範 独 ح 及 立 法 立 び 囲 条

び

成十· 九 年 度に 九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一 お ける財 双運営 の ため の 公債 の 発行 の特例等に関する法律第五条第 一項」 とあ 項及び附則第二条第 いるのは 並 び に平

2

項」

と読み替えるものとする。

特定 用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項に 担 項及び第七 九 同 お される場合における当該規定の 条第二 に V 法 郵 第九 独 て読み替えて適用する場合を含む。 政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十六条の規定が平成十九年度中に施 V 立 + 項第五号」 て 行 項に は、 政法人、 九条第六項及び第七項にお おお 第五 いて読 とあるのは 独立 条 (第二項を除く。 行政法 み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられ 施行の 人のうち 「第九十九条第二項第五号 日以後 VI 同 以下この項にお て読み替えて適用する場合並 の 法 規定を準 別表第三に掲げるも の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第五号 用する。 いて同じ。 (同 この 条第六項及び Ŏ, 場合に びに同 に掲げる費用 国立大学法 お 第七 い 法附則第二十条の三 て、 頃に 人等又は 同 に係る同号に おい 条第 て読み替えて 郵 項中 政会社 (同 一第四 規定する 第 等 条第六 項に の 九 適 負 た 行 +

お

いて読み替えて適用する場合並びに同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含

発行 法人 項に む。 び第七項に 法人のうち同 定による特定独 による特定独立 これを負担する」と、 特 の 例等 等及び郵政 お 以下同じ。)」と、 特例等に関する法律第五 ٧١ て に 関す 読み替えて適用する お いて読み替えて適用する同号の 法別表第三に掲げるもの、 公会社等 立 る法 行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及 行)政法 律 第 Ò 同条第三項中 負 五 人、」と、 「負担する」 条 第 担 に 同号の 条第一 係 項」 るも 「及び国立大学法人等 とある 項及び とある 規定による郵政会社等の の」と、 第六項及び第七項において読み替えて適用する次項第五 国立大学法人等又は 附則第二条第二項」 規定による」とあるのは のは の は 「及び平成十 「負担 並 び に平 Ď 成 負担に係 郵政会社等は、 同号に規定する特定独 九 負担 年度に 十 と読み替えるものとする。 九 に 年 ほ係るも おけ 度に るも 並 る び お の の け 財 並 に同法附 政令で定め 政 び る とあ 運 に附 財 営 立 政 る 一行 の 運 則 則第二条第二 る額 の 第 営 政 た 法 め は の 一十条の三第 た の の 人、 め 公 範 債 の 玉 号の規定 囲 独立 項 公債 立 内 の 大学 発行 の 行 匹 規 政 の

0